

## IR整備法(通称「カジノ法」)の概要(1)

弁護士 梅津 立 / 前山 信之 / 石原 仁 / 濱本 浩平

本年7月、特定複合観光施設区域整備法(「IR整備法」。以下単に「法」という場合もある。)が公布された。

同法は、カジノを含む統合型リゾート(Integrated Resort)を整備する手続、カジノに関連する事業の免許・各種規制、事業者の監督等を規定するものである。IR整備法は日本におけるカジノ事業を認めるという点で社会的な関心が高いが、企業法務の観点からも、参入や事業運営にあたっての厳格な規制が置かれており、また、IR施設の整備に伴い行われる大規模な投資が予定されていることから注目に値する。

本号では、まずIR整備法の第1章及び2章を中心に、IR事業に関する主要な概念と登場人物を概観し、今後数回にわたって、IR整備法の概要を簡単に説明する。

### IR整備法の概要(1)―主要な概念

IR整備法は、13の章からなっており、これを極めて大ざっぱに大別すると、5つのものに分けられる。

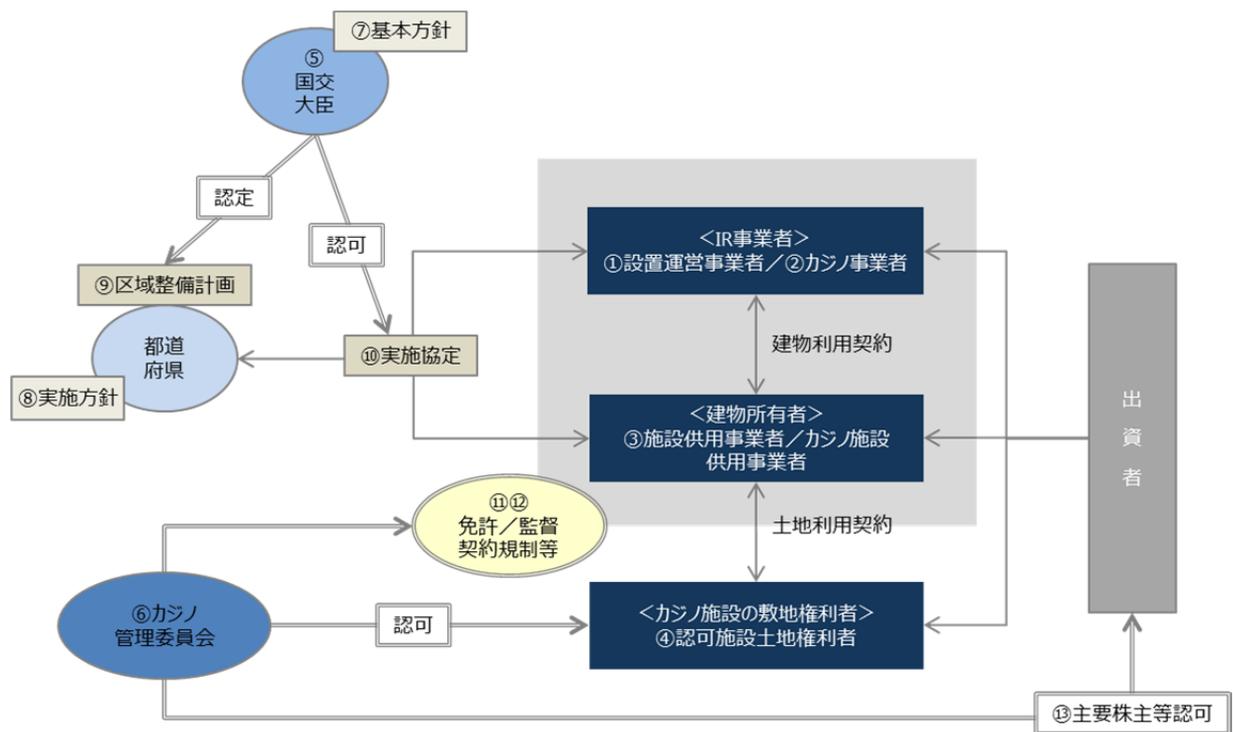
1. まず、第1章は総則であり、ここにおいて各種定義並びに国及び地方公共団体の一般的な責務についての規定が設けられている。
2. 次に、2章において、IR施設が設置される「特定複合観光施設区域」という一定の地理的な範囲の整備に関する一連の規定が設けられている。
3. その後、第3章～7章において、「特定複合観光施設区域」の中で行われる事業の中で、特に「カジノ」に関連する事業に関連する規定が置かれている。
4. また、第8条及び9章においては、入場料及び納付金等のいわゆる財務周りの規定が置かれている。
5. そして、最後に第10章～13章において、監督及び罰則等の一般条項が置かれている。

## 1. IR 整備法下の主要な当事者及び概念

IR 整備法は、法の目的規定において、「カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため」(法 1 条)と明示されているとおり、「カジノ事業の収益を活用して」、その周辺の区域の整備をしようとするものである。

IR 整備法は、上記の目的のために、免許を受けた施設内において、賭博罪にあたる行為を行うカジノ行為につき刑法の適用を除外する(法 39 条)ものであるため、関連する当事者及び契約等につき、各種規制を設けている。

なお、以下の図は IR 整備法の下での IR 事業における主要な登場人物と重要な概念の大枠及び対応関係を示したものである。本号では、図中の①～⑬の各番号に対応する内容を下記にて概説する。



## a 主要な事業主体及び監督機関

### (1) 事業主体

- ① **設置運営事業者**<sup>1</sup>: IR(法令上は、**特定複合観光施設**と定義されている。)という、以下の施設から構成される「一群の施設」を設置・運営する事業者である。
- ・ カジノ施設
  - ・ MICE 施設(Meeting(会議)、Incentive Travel(企業等の報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event(展示会・イベント)の頭文字)
  - ・ エンターテインメント施設(日本の伝統・文化・芸術等を生かした公演その他の活動を行う施設)
  - ・ 送客施設(コンシェルジュ)
  - ・ ホテル
- 上述のとおり、法は、「カジノ事業の収益を活用して」、その周辺の区域の整備することを想定しているため、設置運営事業者がこのうち一部のみを設置ないし運営することは想定されていない。また、設置運営事業者は他の業務との兼業が禁止されている<sup>2</sup>。
- ② **カジノ事業者**<sup>3</sup>: カジノ事業者は、国土交通大臣から**カジノ事業**(後述)の免許を受けた設置運営事業者と定義されており、カジノ事業の免許が与えられた後は、IR 施設の設置運営事業者がカジノ事業者となる。
- ③ **施設供用事業者**<sup>4</sup>: 設置運営事業者が自己所有でない土地建物を用いて IR 事業を行う場合に、IR 施設を整備して、設置運用事業者で使用させる者である。IR 施設の中でもカジノ施設の設置供用事業については、カジノ管理委員会から特に免許を受ける必要がある(カジノ施設供用事業者)。
- ④ **認可施設土地権利者**<sup>5</sup>: IR 施設の建物所有者と土地権利者が異なる場合、カジノ施設については、建物所有者(施設供用事業者)だけでなく、土地権利者についても、カジノ管理委員会の認可を受ける必要がある。
- ※ **カジノ関連機器等製造業者**<sup>6</sup>: カジノ事業者に対してカジノ機器を製造販売し、又は貸与する事業者と定義される。いわゆるカジノ機器メーカーがこれにあたるが、カジノ管理委員会の許可が必要とされる。

<sup>1</sup> 法 2 条 4 項参照。

<sup>2</sup> 法 18 条 1 項。

<sup>3</sup> 法 2 条 9 項参照。

<sup>4</sup> 法 2 条 6 項参照。

<sup>5</sup> 法 2 条 16 項参照。

<sup>6</sup> 法 142 条参照。

## (2) 監督機関

- ⑤ 国土交通大臣:基本方針(後述)を定めるとともに、区域整備計画の認定や実施協定の認可を行う。
- ⑥ カジノ管理委員会:カジノ事業やカジノ施設供用事業の免許やカジノ関連機器等製造事業の許可を行い、各種の監督権限を行使する。

## b 主要な概念

### (1) IR 施設の設置に関するもの

- ⑦ 基本方針<sup>7</sup>:国土交通大臣が、特定複合観光施設区域<sup>8</sup>の整備の基本的な方針として定めるもので、設置運営事業及び設置運営事業者に関する基本的な事項、区域整備計画(後述)の認定に関する基本的な事項等が含まれる。
- ⑧ 実施方針<sup>9</sup>:IR 施設が設置される都道府県又は政令指定都市(「都道府県等」と総称される。)が、IR 事業者選定に先立ち定めるもので、整備しようとする IR 施設の種類・機能・規模等に関する事項、IR 事業者の募集・選定に関する事項等が含まれる。民間事業者が実施方針策定の提案を行うこともできるとされている(法 7 条)。
- ⑨ 区域整備計画<sup>10</sup>:都道府県等と設置運営事業者となる民間事業者が、共同して作成する計画であり、IR 事業の基本計画、IR 事業による経済的社会的効果に関する事項等が含まれる。区域整備計画は、国土交通大臣の認定を受ける必要があり、その有効期間は 10 年(延長後は 5 年)とされている。
- ⑩ 実施協定:区域整備計画について国土交通大臣の認定を受けた後、都道府県等と設置運営事業者<sup>11</sup>が締結する協定である。実施協定では、設置運営事業の具体的な実施体制実施方法、設置運営事業の継続が困難となった場合の措置等が規律されることが予定されている<sup>12</sup>。実施協定は締結に先立ち国土交通大臣の認可を受ける必要がある<sup>13</sup>。

<sup>7</sup> 法 5 条参照。

<sup>8</sup> IR 施設を設置する一団の土地の区域。正確な定義は法 2 条 2 項参照。

<sup>9</sup> 法 6 条参照。

<sup>10</sup> 法 9 条参照。

<sup>11</sup> 設置供用事業も行われる場合は、設置供用事業者も当事者となる。

<sup>12</sup> 法 13 条 1 項参照。

<sup>13</sup> 法 13 条 2 項。

## (2) カジノ事業に関連する規制

- ① **カジノ事業**<sup>14</sup>: IR 施設内で行われる「カジノ行為業務」と「特定金融業務」から構成される。「カジノ行為業務」は、顧客に「カジノ行為」(偶然の事情により金銭の得喪を争う行為で、カジノ管理委員会が別途定めるもの。法文が同時に「海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案」することを要求していることから<sup>15</sup>、現状では海外カジノでも行われている一般的なゲーム(カードゲーム、スロット、ルーレット等)が想定されている)を行わせる業務とされ、「特定金融業務」は、顧客の資金移動、資金の受入れ及び資金の貸付けを行う業務とされる。
- ② **契約規制**<sup>16</sup>: カジノ事業者が締結する①カジノ業務に係る契約、②業務委託契約、③資金調達の係る契約、④施設の賃貸に関する契約等の締結にはカジノ管理委員会の認可が必要とされており、認可プロセスで契約相手方が社会的信用を有し反社会的勢力にあたらないか、契約がカジノ行為粗利益<sup>17</sup>に比例した支払を内容とするものでないか等の確認が行われる。
- ③ **主要株主等規制**<sup>18</sup>: カジノ事業者、カジノ施設供用事業者及び認可施設土地権利者の議決権／株式又は持分の 5%以上を保有するためにはカジノ管理委員会の認可を受ける必要がある。認可にあたって反社会的勢力に該当しないか等の確認が行われる。

## 2. 施行までのスケジュール

IR 整備法の中には、細則を政令／国土交通省令／カジノ管理委員会規則等で規律することが想定されている部分が少なくない(例えば、IR 施設を構成する各施設が満たすべき基準、区域整備計画の内容等)。これらの細則は施行日までに制定され、それによって IR 整備法の内容も徐々に具体化されていくことになることが想定されている。

IR 整備法全体の施行は公布日から3年以内(～2021年7月)とされているが、例えば以下の規定(網羅的ではない。)はそれぞれ次の時期に実施されることが予定されており、対応する下位法令もこれらに併せて整備されていくことが想定されている。

規定	施行時期
定義・国の責務に関する規定	公布から9ヶ月以内(～2019年4月)
カジノ管理委員会に関する規定	公布から1年6ヶ月以内(～2020年1月)
区域整備計画の認定に関する規定	公布から2年以内(～2020年7月)

<sup>14</sup> 法2条8項。

<sup>15</sup> 法2条7項。

<sup>16</sup> 法94条ないし96条。

<sup>17</sup> Gross Gaming Revenue の頭文字を取って GGR とも呼ばれる。

<sup>18</sup> 法58条ないし60条、2条12項参照。

### 3. 小括

本稿では、まず IR 整備法に登場する主要な当事者と概念について大まかなイメージを持って頂けるよう概括的な説明を行った。そのため正確性を多少犠牲にして過度に簡素化した部分もあることをご理解頂きたい。次号では IR 事業開始までの流れを検討する。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

弁護士 石原 仁([hitoshi.ishihara@amt-law.com](mailto:hitoshi.ishihara@amt-law.com))

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。